

産業構造審議会 環境部会
廃・リ小委員会容りWG
再商品化手法検討会 委員各位

平成 19 年 5 月 21 日

中央環境審議会 廃・リ部会
再商品化手法専門委員会 委員各位

再商品化手法の検討に当たっての意見



私どもは、これまでの再商品化手法に関する関係各位の意見ならびに論点整理に踏まえ、改めて全清連加盟再商品化事業者の現場からの意見を述べさせていただきます。

私どもの論点は、4つであります。

まず第1は、材料リサイクルの優先的な取り扱いに関してであります。

この問題を考える場合に、平成10年前後の循環型社会をめぐる論議はどういうものであったのか、改めて振り返る必要があると思います。

当時は、産業構造審議会においても中央環境審議会においても、「大量生産・大量消費の社会経済システムが、環境破壊と資源枯渀をもたらしているから、この大量生産・大量消費の社会経済システムを転換すべきである」というものでした。このために、国も産業界も国民も、等しく価値観にまで踏み込んで改革しなければならない。そうでなければ大量廃棄の構造は変えられない、というものがありました。

この考え方方がベースとなって、容り法における材料リサイクル優先が位置付けられたのではないでしょうか。

市町村が住民に分別排出を呼びかけ、その過程でごみや容器包装がどんなにムダに排出されているかを理解し、またこれをリサイクルするのにどれだけ多くの時間、手間、エネルギーがかかるのかを環境学習体験を通じて実感する。そのことにより、国民一人ひとりが、モノを大切にする、排出を抑制することへのインセンティブにしていく、と決められたはずです。

論点の第2は、材料リサイクル優先の取り扱いの位置付けに踏まえたならば、再商

品化手法としてのマテリアルリサイクルは、市場経済の観点を超えた総合評価的な見方で、明確なハードルを設定すべきということあります。

具体的に述べますと、

- ・材料リサイクル再商品化製品の品質基準は、汎用製品を取り扱う利用事業者が求める品質に限定し、塩素濃度、異物量、水分率において厳しい基準にすべきあります。また、ペレットでそれを評価すべきあります。
塩素濃度：0.2%以下、異物量：40 メッシュ通過ペレット、水分量 0.5%以下
- ・次には、再商品化施設が市民に開放され、日常的かつ全面的に環境教育の場として活用されているかどうかを、業者登録の条件にすべきあります。
- ・そして、再商品化製品の普及・技術開発等に一定の投資を継続しているかについても、基準にすべきであり、このことからも、複数年契約が求められるところあります。

以上のようなハードルが設定されて初めて、材料リサイクル優先が意味を持つのであります。そうでなければ、LCA評価により、市町村段階でのサーマルリサイクルが最も効率的ということになります。

また、材料リサイクル再商品化事業は、単に儲かるから参入するという性質の市場ではなく、「次世代に良好な環境と資源を引き継ぐ」という理念を持ち、厳しいハードルを事業活動の中で貫ける者だけが、参画できる市場でなければならないと考えます。

第3の論点は、材料リサイクルのハードルをできるだけ高くしつつ、ケミカルリサイクルの利点を活かしていただきたいということです。

容リプラを、還元剤として原料使用しているというケミカルリサイクルの見方については、いささか強引な論理といえ熱利用の要素も指摘されるところですが、そういうことよりも、私どもは、複合的な視点で材料リサイクルとケミカルリサイクルが協力連携する方向で問題解決を図るべきと考えます。

第4の論点ですが、私どもは、何とか容リ協会の機能強化を図っていただきたいと考えるものです。人、モノ、資金を増やして、徹底した抜き打ち検査等のチェックシステムが本当に機能するよう、大胆に変えていただきたい。現状では、制度を変え手法を検討しても、人、モノ、資金の不足を理由にして実施の過程で問題が多発するのではないかと危惧するばかりです。

どうか、よろしくお願ひいたします。